

財政状況等一覧表の見方

(共通事項)

- ・ 本表は平成18年度決算の数値に基づいて作成している。
- ・ 表中の金額は基本的には百万円単位であるが、「4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」において一部千円単位の金額がある。(表中に明記している。)
- ・ 数値に該当がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」とし、負数には「」を付している。

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

- ・ 普通会計及び普通会計に含まれる各会計(一般会計及び公営事業会計以外の特別会計)の決算を掲載している。また、財産区(普通会計には含まれない)の決算も掲載している。
- ・ 普通会計はそれに含まれる会計を合算して、会計間の重複部分(繰入、繰出)を控除した純計額であるため、各会計の合計額とは必ずしも一致しない。
- ・ 普通会計は一般会計に含まれる借換債の額が控除されるため、一般会計よりも普通会計の数値が小さくなる場合がある。
- ・ 形式収支は歳入から歳出を差し引いた額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額が実質収支である。(「3 関係する一部事務組合等の財政状況」においても同じ。(ただし、地方公営企業法を適用している公営企業に係るものについては除く。))
- ・ 基金または財産区からの繰入がある場合は、備考欄に記載している。

2 1以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)

- ・ 特別会計のうち、1以外のものすべて(公営企業会計の他、収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保険医療事業会計、介護保険事業会計等、すべての公営事業会計)の会計の決算を掲載している。
- ・ 地方公営企業法を適用している公営企業に係るもの(以下「法適用企業」という)については、備考欄に法適用企業と記載し、法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を注記して数値を記入している。
- ・ 法適用企業については、「総収益」-「総費用」=「純損益」となる(「3 関係する一部事務組合等の財政状況」における法適用企業においても同じ)。
地方公営企業法を適用していない公営企業に係るもの(以下「法非適用企業」という)については、「歳入」-「歳出」=「形式収支」となる。
- ・ 法適用企業に係るものの「不良債務」欄には、不良債務がある場合「マイナス()」の符号をつけて計上し、不良債務がない場合は、「流動資産(翌年度繰越財源充当額を控除)」から「流動負債」を控除して得られる額を「プラス」計上している。

- ・ 法適用企業に係るものの「累積欠損金」欄には、累積欠損金がある場合のみ、その額を「マイナス」計上している。
- ・ 基金からの繰入がある場合は、備考欄に記載している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

- ・ 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）のすべてについて、その決算を掲載している。
- ・ 法適用企業については、備考欄に法適用企業と記載し、法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を注記して数値を記入している。
- ・ 法適用企業に係るものの「不良債務」欄には、不良債務がある場合「マイナス（ ）」の符号をつけて計上し、不良債務がない場合は、「流動資産（翌年度繰越財源充当額を控除）」から「流動負債」を控除して得られる額を「プラス」計上している。
- ・ 「当該団体の負担割合」は、決算値に基づく平成18年度の実績（当該一部事務組合等の各構成団体からの負担金総額に対する当該団体の負担金の割合）を記入している。
- ・ 法適用企業に係るものの「累積欠損金」欄には、累積欠損金がある場合のみ、その額を「マイナス」計上している。

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

- ・ 当該地方公共団体が出資する商法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、当該団体が25%以上出資するもの、または当該団体が財政的支援（補助金、貸付金、債務保証、損失補償）を実施しているものについて、その決算及び財政的支援の状況を掲載している。
- ・ 「当該団体からの債務保証に係る債務残高」及び「当該団体からの損失補償に係る債務残高」のみ百万円単位で記入しており、その他は千円単位である。

5 財政指数

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（平成16年度から平成18年度）の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

実質収支比率

標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込みの経常的な一般財源の規模）に対する普通会計の実質収支額の割合。

実質収支額が赤字の場合、その比率が市町村にあっては20%以上の団体については、財政再建計画を策定して財政再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設等の建設事業の財源とすることができないとされており、これまで財政再建が必要な団体を測る基準の一つであったが、本年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」とい

う。)においても、「財政の再生」又は「財政の早期健全化」の基準となる4つの指標の一つとされている。

実質公債費比率

平成18年度から、地方債の発行が従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された新たな財政指標で、公債費の他、公営企業会計の公債費に充当した繰出金や、一部事務組合の公債費に充当した負担金なども含めた、その団体の実質的な公債費負担の度合いを計るもの。

実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に当たって引き続き許可が必要となる。

「財政健全化法」における4つの指標の一つとされている。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

連結実質収支（赤字）比率【暫定値】

「財政健全化法」における4つの指標の一つとして新たに導入される財政指標で、これまでの普通会計に加え、公営企業会計やその他公営事業会計をも対象に含めた、その団体の実質的な収支（赤字）の標準財政規模に対する割合を示すもの。

指標の詳細な算出方法、基準等は未定（ ）であるが、平成18年度の普通会計及び公営事業会計の決算数値に基づく、財政状況等一覧表を基に、全会計の実質収支等を単純合計して暫定的に試算したものである。

- (事業の特性上、事業開始後一定期間においてやむを得ず資金不足が発生する事業については、健全化法に基づく資金不足比率算定の際、「やむを得ない赤字」額が算入されないよう、算定方法を定めることが検討されているが、その具体的な算定方法は未定である。なお、本県では、上、下水道事業が対象となり得る。)